

経理・人事部門の基本有用情報

Grant Thornton 太陽 ASG 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 税金と保険の「被扶養者」について

10月の声を聞くと、人事部門の方は年末調整を意識するようになるのではないのでしょうか。またこの時期、健康保険組合によっては、保険被扶養者の資格再認定（確認）が行われる所もございます。今回は双方に共通する「被扶養者（扶養家族）」について、まとめました。

所得税と社会保険における扶養の考え方

一口に被扶養者といっても、所得税と社会保険とでは考え方が異なります。

健康保険：

- 被保険者（本人）からみて、3親等内の親族であること。さらに続柄によっては（兄弟や、配偶者の父母など）、被保険者と同居していることが要件となります。
- 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入していますので、被扶養者とはなりません。
- 現在から一年間の見込み収入が130万円未満で、なおかつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。被保険者と別世帯の場合は、上記見込み収入が被保険者からの仕送りよりも少ないこと。
- 上記見込み収入には、非課税とされている遺族年金、障害年金、失業給付等も含まれます。

注）上記の考え方は原則であり、健康保険組合によって判断基準の詳細が異なることもございます。

所得税：

- 所得者と生計を一にする配偶者または親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）。所得者との同居要件や年齢要件はありません。ただし同居していることや、年齢によって、より税金面で優遇される場合があります。
- 該当年の1月～12月の所得が38万円未満であること。所得とは、収入から必要経費を控除して計算したものです。給与収入であれば103万円未満、年金収入であれば、65歳以上は158万円未満、65歳未満は108万円未満の場合が所得38万円未満となります。
- 上記所得には、非課税とされている遺族年金、障害年金、失業給付等は含まれません。
- 被扶養者が年途中で死亡した場合であっても、その年の年末調整/確定申告までは被扶養者としての申告が可能です。

もう少し補足！

配偶者の扶養についてももう少し補足します。説明の都合上、妻・夫と記載をしていますが、男女の別はありません。

- 現在、産前産後/育児休業のため無給で休職している方については、該当年1月～12月の給与が103万円未満であれば、年末調整/確定申告時に夫の扶養家族として申告することが可能です。
- 年末調整/確定申告には配偶者特別控除があり、妻の所得が38万円以上76万円未満（給与収入では141万円未満）であれば、夫は特別控除を申告することが可能です。ただしこの場合、申告者（夫）の所得が1000万円以上ですと、夫は特別控除を受けることはできません。
- 健康保険制度から受けることのできる出産育児一時金については、子の出生時に妻が夫の扶養家族となっていない場合、夫が給付を受けることはできません。一方妻は、出産を理由に退職する場合は、退職後6か月以内であり、かつ資格喪失日まで1年以上被保険者であることを要件として、一時金を退職前の会社の保険制度から受け取ることができます。